



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

Press Release

報道関係者 各位

平成28年12月13日 15:00発表
 宮城労働局職業安定部職業対策課
 課長 齋藤 久仁浩
 地方障害者雇用担当官 荒井 孝志
 電話 022(299)8062
 宮城県経済商工観光部雇用対策課
 課長 猪股 信也
 雇用推進専門監 大窪 仁
 電話 022(211)2772

宮城労働局と宮城県との共同した取組みにより

民間企業の障害者実雇用率は過去最高の 1.88%を達成

平成28年6月1日現在の宮城県における障害者雇用状況は、平成28年1月21日に宮城労働局と宮城県が策定した「みやぎ障害者雇用改善推進計画」(参考資料1)において目標値とした、①障害者雇用率達成企業割合 50.0%以上、②障害者実雇用率 1.88%以上を達成し、障害者実雇用率の全国最下位から脱出しました。

宮城労働局では、引き続き障害者雇用の更なる推進のため、宮城県と連携し取組みを進めていきます。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率 2.0%)

- ・雇用障害者数は5,173.0人と前年より7.1% (342.5人) 増加
- ・実雇用率は1.88%と前年比0.09ポイント上昇(全国平均1.92%)
- ・法定雇用率達成企業割合は50.0%と前年比3.4ポイント上昇(全国平均48.8%)

〈公的機関〉(同2.3%、県等の教育委員会は2.2%) ※ () は前年の数値

	雇用障害者数	実雇用率
県の機関	156.0人(148.5人)	2.51%(2.37%)
市町村等の機関	517.0人(499.5人)	2.28%(2.23%)
県等の教育委員会	328.5人(309.5人)	2.07%(1.95%)

〈地方独立行政法人〉(同2.3%) ※ () は前年の数値

対象となる3法人で、雇用障害者数18.0人(13.0人)、実雇用率1.49%(1.12%)

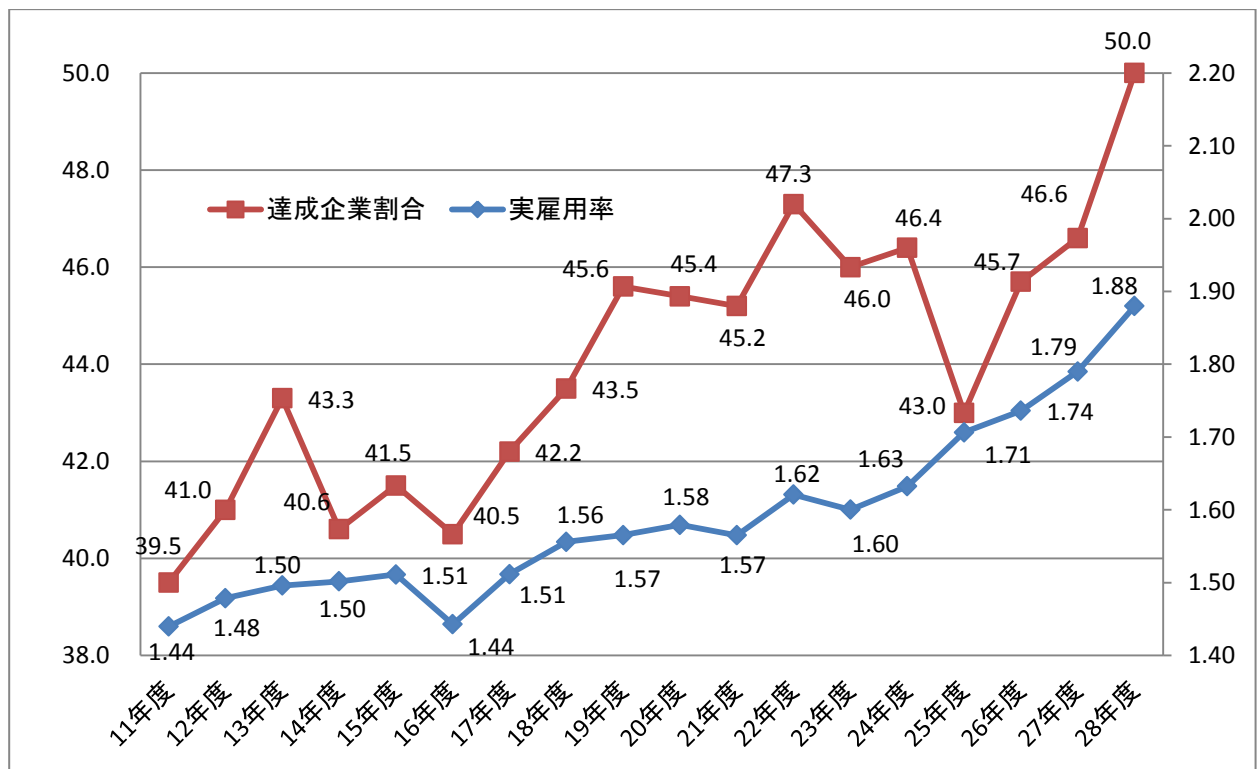
障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ① 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は5,173.0人で、前年より7.1%（342.5人）増加し、7年連続で過去最高となった。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は3,577.5人（対前年比5.0%増）、知的障害者は1,204.5人（対前年比7.6%増）、精神障害者は391.0人（対前年比28.8%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸びが大きくなった。
- ③ 実雇用率は、5年連続で過去最高の1.88%、法定雇用率達成企業の割合は50.0%（達成企業数706社）となった。

【実雇用率・達成企業割合の推移】



[第1表～第5表]

(2) 企業規模別の状況

- ① 雇用されている障害者の数は、500人～1,000人未満規模企業が644.5人（同715.5人）で9.9%減少したが、それ以外の規模で前年より増加した。
- ② 実雇用率は、全ての規模において前年度を上回った。1,000人以上規模において、宮城県平均の実雇用率（1.88%）を上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、全ての規模で前年より増加した。

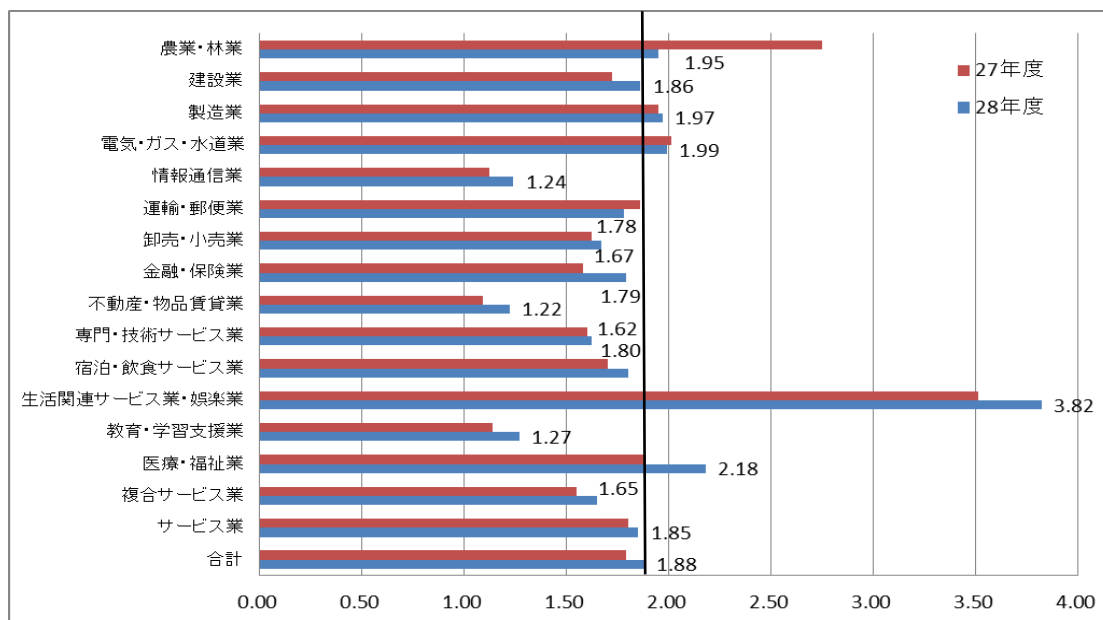
[第3表]

(3) 産業別の状況

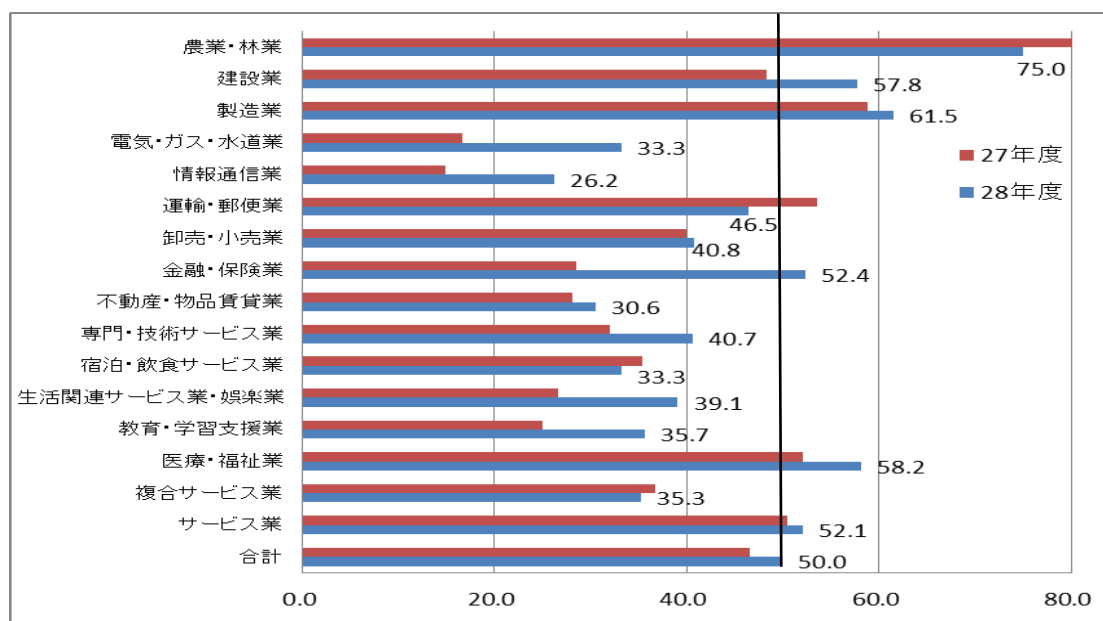
- ① 雇用されている障害者の数は、「農・林業」、「運輸業・郵便業」、「不動産・物品賃貸業」、「専門・技術サービス業」、「複合サービス業」において減少したが、他の業種では前年より増加した。
- ② 実雇用率は、「生活関連サービス業・娯楽業」(3.82%)「医療・福祉業」(2.18%)が法定雇用率を上回っており、「電気・ガス・水道業」(1.99%)、「製造業」(1.97%)、「農業・林業」(1.95%)が宮城県平均の実雇用率1.88%を上回っている。
「生活関連サービス業・娯楽業」には、「洗濯業(クリーニング業)」が含まれている。
- ③ 実雇用率が低いのは、「不動産・物品賃貸業」、「情報通信業」、「教育・学習支援業」である。

[第4表]

【産業別の実雇用率】



【産業別の法定雇用率達成企業割合】



(4) 雇用率達成企業割合、実雇用率が改善した要因

- ① 企業規模別では、雇用障害者数が1,000人以上規模企業で119.5人、100人～300人未満規模企業で144.0人増加し、雇用率達成企業割合がいずれも50.0%を越えている。また、実雇用率は50～100人未満規模企業で0.18pt、100人～300人未満規模企業で0.13pt改善した。
- ② 産業別では、「医療・福祉業」で雇用障害者数が132.0人増加し、実雇用率が0.30pt改善し、法定雇用率達成企業割合が58.2%と前年と比較して6.1pt増加している。また、「サービス業」で雇用障害者数が105.5人増加し、実雇用率が0.05pt改善している。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関

県の機関で対象となる4機関（知事部局、企業局、議会事務局、警察本部）は全て法定雇用率を達成した。 [第6表・第8表]

(2) 市町村等の機関

市町村等49機関のうち36機関で法定雇用率を達成した。宮城県内の市町村等の機関の法定雇用率達成機関の割合は73.5%であり、全国平均（88.0%）を下回っている。

【未達成機関】

亘理町、山元町、塩釜市、松島町、七ヶ浜町、大郷町、加美町、村田町、白石市、蔵王町、登米市、南三陸町、みやぎ県南中核病院企業団

（注）大郷町は8月9日、村田町は10月5日、白石市は7月4日、登米市は12月1日現在で達成。

[第6表・第8表]

(3) 県等の教育委員会

県等の教育委員会の機関（45.5人以上規模の機関）の実雇用率は2.07%で、対象となる機関のうち2機関が法定雇用率未達成であった。

【未達成機関】

「宮城県教育委員会」「仙台市教育委員会」

（注）仙台市教育委員会は、10月1日現在で達成。

[第6表・第8表]

3 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人等（43.5人以上規模の法人）における障害者の実雇用率は1.49%で対象となる3機関全てが法定雇用率未達成であった。

【未達成機関】

「公立大学法人宮城大学」「地方独立行政法人宮城県立こども病院」

「地方独立行政法人宮城県立病院機構」

[第7表、第9表]

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(平成28年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
宮城県	1,411 社 (1,392)	274,609.0 人 (269,852.0)	1,107 人 (1,071)	122 人 (98)	2,566 人 (2,414)	542 人 (353)	5,173.0 人 (4,830.5)	1.88 % (1.79)	50.0 % (46.6)
全国	89,359 社 (87,935)	24,650,200.5 人 (24,122,923.0)	109,765 人 (106,362)	14,283 人 (13,534)	218,564 人 (207,294)	43,994 人 (39,163)	474,374.0 人 (453,133.5)	1.92 % (1.88)	48.8 % (47.2)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
- 下段の()内は平成27年6月1日現在の数値である。

第2表 民間企業における障害種別雇用状況(平成28年6月1日現在)

障害者の数	① 身体障害者の数					② 知的障害者の数					③ 精神障害者の数		
	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 C+D×0.5
5,173.0 人 (4,830.5)	951 人 (910)	96 人 (78)	1,502 人 (1,447)	155 人 (126)	3,577.5 人 (3,408.0)	156 人 (161)	26 人 (20)	776 人 (712)	181 人 (130)	1,204.5 人 (1,119.0)	288 人 (255)	206 人 (97)	391.0 人 (303.5)

(注) 第1表と同じ。

第3表 民間企業における規模別障害者の雇用状況(平成28年6月1日現在)

企業規模	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
50～ 100人未満	665 社 (656)	45,928.5 人 (45,506.0)	152 人 (156)	24 人 (20)	396 人 (372)	193 人 (59)	820.5 人 (733.5)	1.79 % (1.61)	47.4 % (45.9)
100～ 300人未満	550 (541)	84,837.0 (82,827.0)	313 (289)	45 (36)	801 (730)	166 (134)	1,555.0 (1,411.0)	1.83 (1.70)	53.5 (48.1)
300～ 500人未満	111 (107)	38,496.5 (37,134.0)	161 (147)	17 (16)	294 (285)	61 (51)	663.5 (620.5)	1.72 (1.67)	46.8 (42.1)
500～ 1,000人未満	56 (62)	36,369.5 (39,635.5)	137 (159)	14 (11)	358 (369)	37 (35)	664.5 (715.5)	1.83 (1.81)	44.6 (40.3)
1,000人以上	29 (26)	68,977.5 (64,749.5)	344 (320)	22 (15)	717 (658)	85 (74)	1,469.5 (1,350.0)	2.13 (2.08)	69.0 (65.4)
合計	1,411 (1,392)	274,609.0 (269,852.0)	1,107 (1,071)	122 (98)	2,566 (2,414)	542 (353)	5,173.0 (4,830.5)	1.88 (1.79)	50.0 (46.6)

(注) 第1表と同じ。

第4表 民間企業における産業別障害者の雇用状況(平成28年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障 害 者 の 数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5		
農業、林業	4 社 (4)	462.5 人 (437.0)	1 人 (1)	0 人 (0)	7 人 (10)	0 人 (0)	9.0 人 (12.0)	1.95 % (2.75)	75.0 % (100.0)
建設業	90 (91)	15,089.0 (15,782.5)	76 (78)	1 (2)	125 (113)	5 (2)	280.5 (272.0)	1.86 (1.72)	57.8 (48.4)
製造業	299 (299)	54,279.5 (54,611.0)	235 (242)	13 (11)	567 (558)	40 (28)	1070.0 (1067.0)	1.97 (1.95)	61.5 (58.9)
食料品・たばこ	93	12,542.0	42	5	153	31	257.5	2.05	—
繊維工業	11	997.0	6	0	27	0	39.0	3.91	—
木材・家具	10	1,002.0	2	1	5	0	10.0	1.00	—
パルプ・紙・印刷	17	1,546.5	5	0	14	0	24.0	1.55	—
化学工業	12	4,434.5	19	0	47	2	86.0	1.94	—
窯業・土石	11	1,406.0	6	2	12	1	26.5	1.88	—
鉄鋼	4	806.0	2	0	10	0	14.0	1.74	—
非鉄金属	3	722.5	1	0	9	0	11.0	1.52	—
金属製品	17	1,497.0	11	0	15	0	37.0	2.47	—
電気機械	49	9,885.5	46	2	72	2	167.0	1.69	—
その他機械	38	14,523.0	74	2	149	4	301.0	2.07	—
その他	34	4,917.5	21	1	54	0	97.0	1.97	—
電気・ガス・水道業	6 (6)	13,938.5 (13,704.0)	66 (62)	1 (3)	143 (149)	3 (0)	277.5 (276.0)	1.99 (2.01)	33.3 (16.7)
情報通信業	42 (40)	7,521.0 (7,328.5)	27 (26)	1 (0)	38 (29)	1 (2)	93.5 (82.0)	1.24 (1.12)	26.2 (15.0)
運輸業・郵便業	114 (112)	15,906.5 (16,730.5)	48 (61)	3 (3)	177 (177)	13 (17)	282.5 (310.5)	1.78 (1.86)	46.5 (53.6)
卸売・小売業	238 (240)	56,499.0 (55,715.0)	190 (190)	24 (15)	482 (461)	115 (89)	943.5 (900.5)	1.67 (1.62)	40.8 (40.0)
金融・保険業	21 (21)	8,456.5 (8,787.5)	33 (29)	8 (5)	68 (68)	19 (16)	151.5 (139.0)	1.79 (1.58)	52.4 (28.6)
不動産・物品賃貸業	36 (39)	5,235.5 (5,946.0)	11 (10)	3 (5)	35 (36)	8 (8)	64.0 (65.0)	1.22 (1.09)	30.6 (28.2)
専門・技術サービス業	27 (28)	5,115.5 (5,459.5)	22 (23)	0 (2)	39 (38)	0 (3)	83.0 (87.5)	1.62 (1.60)	40.7 (32.1)
宿泊業、飲食サービス業	54 (48)	10,994.0 (10,533.5)	31 (30)	8 (5)	113 (102)	29 (25)	197.5 (179.5)	1.80 (1.70)	33.3 (35.4)
生活関連サービス業、娯楽業	46 (45)	6,972.5 (6,586.5)	64 (52)	3 (2)	126 (118)	19 (15)	266.5 (231.5)	3.82 (3.51)	39.1 (26.7)
教育・学習支援業	28 (28)	5,580.5 (5,147.5)	20 (15)	0 (0)	30 (27)	2 (3)	71.0 (58.5)	1.27 (1.14)	35.7 (25.0)
医療・福祉業	268 (261)	37,642.0 (36,765.5)	156 (147)	40 (34)	343 (307)	254 (110)	822.0 (690.0)	2.18 (1.88)	58.2 (52.1)
複合サービス業	17 (19)	4,974.0 (5,553.5)	25 (23)	2 (3)	30 (37)	0 (0)	82.0 (86.0)	1.65 (1.55)	35.3 (36.8)
サービス業	121 (111)	25,942.5 (20,764.0)	102 (82)	15 (8)	243 (184)	34 (35)	479.0 (373.5)	1.85 (1.80)	52.1 (50.5)
合 計	1,411 (1,392)	274,609.0 (269,852.0)	1,107 (1,071)	122 (98)	2,566 (2,414)	542 (353)	5,173.0 (4,830.5)	1.88 (1.79)	50.0 (46.6)

第5表 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)	
			(人)	うち重度 (実数) (人)					
平成	元	673	157,616	2,084	403	1.32	326	48.4	839
	2	703	167,080	2,227	450	1.33	361	51.4	873
	3	762	177,764	2,404	484	1.35	388	50.9	901
	4	839	188,883	2,606	541	1.38	394	47.0	934
	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0

第6表 地方公共団体における障害者の在職状況(平成28年6月1日現在)

① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
県の機関 〔4〕	6,226.5 (6,263.0)	48 (44)	6 (5)	44 (45)	20 (21)	156.0 (148.5)	2.51 (2.37)
市町村の機関 〔49〕	22,722.5 (22,387.0)	135 (133)	4 (5)	238 (225)	10 (7)	517.0 (499.5)	2.28 (2.23)
合計 〔53〕	28,949.0 (28,650.0)	183 (177)	10 (10)	282 (270)	30 (28)	673.0 (648.0)	2.32 (2.26)

② 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
県等の教育委員会 〔3〕	15,897.0 (15,884.0)	78 (73)	8 (8)	160 (148)	9 (15)	328.5 (309.5)	2.07 (1.95)

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
- 下段の（ ）内は平成27年6月1日現在の数値である。

第7表 地方独立行政法人における障害者の雇用状況(平成28年6月1日現在)

区分 〔法人数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	
独立行政法人 〔3〕	1,207.5 (1,164.5)	3 (2)	1 (1)	11 (8)	0 (0)	18.0 (13.0)	1.49 (1.12)

(注) 第6表と同じ。

第8表 地方公共団体の各機関の状況(平成28年6月1日現在)

機関名	①職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
2.3%適用機関計	28,949.0	673.0	2.32	29.0	
1 宮城県知事部局	5,493.0	138.0	2.51	0.0	
2 宮城県企業局	74.0	2.0	2.70	0.0	
3 宮城県議会事務局	45.0	2.0	4.44	0.0	
4 宮城県警察本部	614.5	14.0	2.28	0.0	
5 仙台市	7,453.5	197.5	2.65	0.0	特例承認あり(注4①)
6 名取市	428.0	11.0	2.57	0.0	
7 岩沼市	313.0	7.0	2.24	0.0	
8 亶理町	275.0	4.0	1.45	2.0	特例承認あり(注4②)
9 山元町	153.5	0.0	0.00	3.0	
10 大和町	162.0	6.0	3.70	0.0	
11 富谷町	299.0	7.0	2.34	0.0	特例承認あり(注4③)
12 大衡村	72.0	1.0	1.39	0.0	
13 石巻市	1,571.5	37.0	2.35	0.0	
14 東松島市	346.0	7.0	2.02	0.0	
15 女川町	185.0	6.0	3.24	0.0	
16 塩竈市	960.0	20.0	2.08	2.0	特例承認あり(注4④)
17 多賀城市	403.5	9.0	2.23	0.0	
18 松島町	203.0	2.0	0.99	2.0	
19 七ヶ浜町	152.0	1.0	0.66	2.0	
20 利府町	190.5	5.0	2.62	0.0	
21 大郷町	84.0	0.0	0.00	1.0	
22 大崎市	1,608.5	38.0	2.36	0.0	特例承認あり(注4⑤)
23 色麻町	92.0	2.0	2.17	0.0	
24 加美町	392.5	5.5	1.40	3.5	特例承認あり(注4⑥)
25 涌谷町	229.0	6.0	2.62	0.0	
26 美里町	191.0	4.0	2.09	0.0	
27 角田市	335.0	7.5	2.24	0.0	特例承認あり(注4⑦)
28 大河原町	156.0	3.0	1.92	0.0	
29 村田町	162.0	2.0	1.23	1.0	特例承認あり(注4⑧)
30 柴田町	259.0	6.0	2.32	0.0	特例承認あり(注3⑨)
31 川崎町	150.5	4.0	2.66	0.0	特例承認あり(注4⑩)
32 丸森町	215.5	4.0	1.86	0.0	
33 白石市	361.5	7.0	1.94	1.0	特例承認あり(注4⑪)
34 蔵王町	163.0	0.0	0.00	3.0	
35 七ヶ宿町	52.0	1.0	1.92	0.0	特例承認あり(注4⑫)
36 栗原市	1,040.0	24.0	2.31	0.0	特例承認あり(注4⑬)
37 登米市	1,216.0	25.0	2.06	2.0	
38 気仙沼市	1,048.0	25.0	2.39	0.0	特例承認あり(注4⑭)
39 南三陸町	279.0	4.0	1.43	2.0	
40 名取市教育委員会	101.5	2.0	1.97	0.0	
41 岩沼市教育委員会	69.0	1.0	1.45	0.0	
42 東松島市教育委員会	48.0	1.0	2.08	0.0	
43 利府町教育委員会	65.0	1.0	1.54	0.0	
44 多賀城市教育委員会	65.5	1.0	1.53	0.0	
45 涌谷町教育委員会	71.0	1.0	1.41	0.0	
46 美里町教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0	
47 登米市教育委員会	177.0	5.0	2.82	0.0	
48 石巻地区広域行政事務組合	50.0	3.0	6.00	0.0	
49 大崎地域広域行政事務組合	125.0	2.0	1.60	0.0	
50 加美郡保健医療福祉行政事務組合	109.0	2.0	1.83	0.0	
51 仙南地域広域行政事務組合	75.5	1.0	1.32	0.0	
52 公立刈田綜合病院	178.0	5.0	2.81	0.0	
53 みやぎ県南中核病院企業団	310.0	2.5	0.81	4.5	
2.2%適用機関計	15,897.0	328.5	2.07	22.5	
1 宮城県教育委員会	10,677.0	218.5	2.05	15.5	
2 仙台市教育委員会	4,813.0	98.0	2.04	7.0	
3 石巻市教育委員会	407.0	12.0	2.95	0.0	

注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例承認を受けている。
特例承認とは、地方機関A(例：首長部局)及び関係の深い地方機関B(例：教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の承認を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。

- ① 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例承認を受けている。
- ② 亶理町は平成18年9月に亶理町教育委員会と特例承認を受けている。
- ③ 富谷町は平成26年1月に富谷町教育委員会と特例承認を受けている。
- ④ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑤ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例承認を受けている。
- ⑥ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑦ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑧ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑨ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑩ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑫ 七ヶ宿町は平成24年3月に七ヶ宿町教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑬ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と特例承認を受けている。
- ⑭ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と特例承認を受けている。

第9表 地方独立行政法人の状況(平成28年6月1日現在)

法人名	①職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
2.3%適用機関計	1,207.5	18.0	1.49	8.0	
1 公立大学法人宮城大学	172.5	2.0	1.16	1.0	
2 地方独立行政法人宮城県子ども病院	372.5	4.0	1.07	4.0	
3 地方独立行政法人宮城県立病院機構	662.5	12.0	1.81	3.0	